

夏だ!選挙だ!投票だ!

第25回

参議院議員通常選挙

投票日

7月21日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

比例代表選挙は候補者名
または政党名を記載します。
選挙区選挙は候補者名を
記載してください。



名古屋市の明るい
選挙マスコット
「クリタン」

投票日にご都合の悪い方は、期日前投票制度をご利用ください。

投票できる方

平成13年7月22日までに生まれた方で、平成31年4月3日以前から市内に住民票があり、引き続き市内に居住している方は、投票日当日、投票していただけます。

※既に名古屋市内の選挙人名簿に登録されている方で、市内間で住民移動された場合
令和元年6月25日までに住民移動届をされた方は——新住所地で投票できます。
令和元年6月26日以降に住民移動届をされた方は——旧住所地で投票できます。

※平成31年3月21日以降に名古屋市から他の市町村へ転出された場合
(令和元年7月2日以前に引き続き3か月以上市内に住民票があった方)
新居住地の選挙人名簿に登録されていない方は——旧住所地である名古屋で投票できます。

※詳しくは、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票のご案内

投票日にご都合の悪い方は、期日前投票制度をご利用ください。

期間 7/5(金)～7/20(土) 土曜・日曜・祝日を含む毎日、午前8時30分から午後8時まで
場所 選挙人名簿に登録されている区の期日前投票所(区役所内または支所内等)
手続き 「選挙のお知らせ」裏面の記入欄に必要事項をご記入のうえ、お持ちください。また、「選挙のお知らせ」がなくても、備え付けの用紙に同じ内容を記入いただくことで投票できます。

※滞在地の市区町村選挙管理委員会や病院・老人ホームなどの指定施設で投票できる不在者投票制度もあります。(あらかじめ手続きが必要です。)

※「身体障害者手帳」等をお持ちで特定の重度障害のある方や、介護保険で「要介護5」の認定を受けている方は、郵便等による不在者投票制度もあります。また、その対象者で、上肢・視覚の重度障害がある方には代理記載の制度もあります。(いずれも、あらかじめ手続きが必要です。)

▶ 視覚に障害のある方に——視覚に障害のある方は、点字または音声による「選挙のお知らせ」をお配りしています。ご存知ない方がいらっしゃいましたら、お伝えください。

▶ 投票所に行く際に——要介護認定を受けている方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、事前にケアマネジャーにご相談ください。
介助が必要な方は 障害福祉サービス等をご利用の方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、ヘルパー・相談員にご相談ください。

参議院議員比例代表選挙のしくみ

参議院議員比例代表選挙では、
候補者名または政党名を記載します。

※参議院議員選挙区選挙は、候補者名を記載してください。

平成30年10月の公職選挙法の改正により、比例代表選挙に特定枠制度が導入されました。

各政党が候補者名簿を届出



〇〇党

○森○郎
○川○夫
○山○子 (特定枠1位)
○海○江 (特定枠2位)

△△党

○花○代
○草○男
○木○太
○葉○子

政党

名簿による立候補の届出

名簿届出政党は、当選順位をつけないで候補者名簿を届出します。このとき候補者の一部を優先的に当選人となるべき候補者として、順位をつけて定めることができます。(いわゆる「特定枠」)

候補者名または政党名を記載します。 (比例代表選挙)



○花○代

または

△△党

有権者

比例代表選挙の投票方法

投票用紙に、候補者名簿に記載された候補者名または政党名を記載して投票します。特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党への投票とみなされます。

各政党の総得票数に基づき 政党ごとの当選人の数を決めます



〇〇党の総得票数 = 〇〇党候補者個人の得票数 + 〇〇党の得票数

△△党の総得票数 = △△党候補者個人の得票数 + △△党の得票数

比例代表選挙の当選人の決め方

「政党の総得票数」とは、各政党の「候補者名の得票数」と「政党名の得票数」を合算したものです。

※1 特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党の得票数として計算します。

※2 特定枠の候補者がいるときは、特定枠に記載された候補者を上位とし、名簿記載の順位通りに当選人となります。

その他候補者についてはその得票数の多い順に当選人が決まります。



〇〇党

400万票

●当選 ○山○子 (特定枠1位) ※2
●当選 ○海○江 (特定枠2位)
●当選 ○森○郎 …… 160万票
○川○夫 …… 60万票

〇〇党の投票 …… 180万票 ※1

△△党

300万票

●当選 ○花○代 …… 90万票
●当選 ○草○男 …… 70万票
○木○太 …… 50万票
○葉○子 …… 30万票

△△党の投票 …… 60万票

投票所に行く際に介助が必要な方は

- (1) 要介護認定を受けている方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、事前にケアマネジャーにご相談ください。
- (2) 障害福祉サービス等をご利用の方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、ヘルパー・相談員にご相談ください。

郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳が戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています（平成16年3月より対象者が拡大されました）。

	障 害 名	障害の程度			備 考		障 害 名	障害の程度				備 考	介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級				特別項症	第1項症	第2項症	第3項症			
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。	戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		「要介護5」
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○			
	免疫、肝臓の障害	○	○	○										

郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

1

郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会

申請書
(署名必要)

身体障害者手帳
又は
戦傷病者手帳
又は
介護保険の被保険者証

① 証明書の交付を申請します

郵便等投票証明書

② 郵便等により送付します

選挙人

2

投票手続

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会

請求書
(署名必要)

郵便等投票証明書

① 投票用紙・投票用封筒を請求します

投票用紙・投票用封筒

② 郵便等により送付します

投票用紙・投票用封筒

③ 自宅等現在する場所で、投票用紙に候補者名を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名します

投票用封筒
(署名必要)

記載済み
投票用紙

④ 郵便等により送付します